

返戻金制度

無期雇用労働者について、事業主都合による解雇以外の理由により離職した場合は、以下のとおり紹介手数料を求人者に返還します。

- (1)入社後1ヶ月未満の場合は、紹介手数料の70%を求人者に返還
- (2)入社後3ヶ月未満の場合は、紹介手数料の50%を求人者に返還
- (3)入社後6ヵ月未満の場合は、紹介手数料の20%を求人者に返還

許可番号：12-ユ-300794

事業所：株式会社イーテクノロジー
千葉県船橋市葛飾町2-336-1 キュービル6階